

酒田市契約規則新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第18条)</p> <p>第2章 一般競争入札(第19条—第25条)</p> <p>第3章 指名競争入札(第26条—第29条)</p> <p>第4章 随意契約(第30条—第33条)</p> <p>第5章 建設工事等の特例(第34条—第36条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(保証金)</p> <p>第6条 契約担当者は、競争入札に参加しようとし、又は契約を締結しようとする者に、次の保証金を納めさせなければならない。</p> <p>(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上(公有財産売却システム(インターネットを利用して公有財産及び物品の売却に関する事務を処理するシステムをいう。以下同じ。))による入札を行う案件(以下「公有財産売却システム案件」という。))にあつては、予定価格の100分の10以上)</p> <p>(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上(公有財産売却システム案件にあつては、入札保証金の額)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 政令第167条の7第2項及び政令第167条の16第2項の規定に基づき、入札保証金又は契約保証金の納付に代えて提供させることのできる</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第18条)</p> <p>第2章 一般競争入札(第19条—第25条の2)</p> <p>第3章 指名競争入札(第26条—第29条)</p> <p>第4章 随意契約(第30条—第33条)</p> <p>第5章 建設工事等の特例(第34条—第36条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(保証金)</p> <p>第6条 契約担当者は、競争入札に参加しようとし、又は契約を締結しようとする者に、次の保証金を納めさせなければならない。</p> <p>(1) 入札保証金 入札金額の100分の5以上(インターネットを利用して市が保有する公有財産及び物品を売払う入札(以下「インターネット入札」という。))にあつては、予定価格の100分の10以上)</p> <p>(2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上(インターネット入札____にあつては、入札保証金の額)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 政令第167条の7第2項及び政令第167条の16第2項の規定に基づき、入札保証金又は契約保証金の納付に代えて提供させることのできる</p>

する経費については、当該経費の10分の3を超えない範囲内において、前金払をすることができる。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1)・(2) (略)

(3) 入札書に記名押印のない入札(電子入札システム(本市が行う入札に関する事務を本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報システムをいう。以下同じ。))による入札を行う案件(以下「電子入札案件」という。))の場合にあつては、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。))のない入札又は入札書中要領を知得できない入札

(4)～(6) (略)

(7) 第11条第2項第7号に該当する者の入札

(8) その他入札に関する条件に違反した入札

第2章 一般競争入札

(入札の公告)

第19条 政令第167条の6の規定による公告は、入札期日(電子入札案件にあつては、入札期間の末日)の前日から起算して少なくとも10日前に、次に掲げる事項を告示してこれを行うものとする。ただし、急を要するときは、5日前まで当該期限を短縮することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 電子入札案件にあつては、その旨

(5) 競争執行の場所及び日時(電子入札案件にあつては、入札期間並びに開札の場所及び日時)

する経費については、当該経費の10分の3を超えない範囲内において、前金払をすることができる。

(入札の無効)

第17条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1)・(2) (略)

(3) 入札書に記名押印のない入札

_____又は入札書中要領を知得できない入札

(4)～(6) (略)

(新設)

(新設)

第2章 一般競争入札

(入札の公告)

第19条 政令第167条の6の規定による公告は、入札期日 _____
_____の前日から起算して少なくとも10日前に、次に掲げる事項を告示してこれを行うものとする。ただし、急を要するときは、5日前まで当該期限を短縮することができる。

(1)～(3) (略)

(新設)

(4) 競争執行の場所及び日時

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(一般競争入札参加申込み)

第20条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)に契約担当者が指示する書類を添えて、所定の期日までに契約担当者に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより、契約担当者が別に定める事項を当該電子入札案件に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該情報を、契約担当者が必要と認める書類及び当該入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)と併せて契約担当者の指定する期日までに契約担当者に送信しなければならない。

3 前項の情報は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に契約担当者に到達したものとみなす。

(予定価格書)

第22条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定価格書を作成し、これを封書にし、開札場所に置かななければならない。ただし、公有財産売却システム案件の場合にあっては、予定価格調書を封書にすることを要しない。

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準)

第23条 契約担当者は、必要があるときは、工事又は工事関連業務委託

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(一般競争入札参加申込み)

第20条 一般競争入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)に契約担当者が指示する書類を添えて、入札期日の3日前までに契約担当者に提出し、その承認を得なければならない。

(新設)

(新設)

(予定価格書)

第22条 契約担当者は、一般競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する設計書、仕様書等によって予定し、予定価格書を作成して、これを封書にし、開札場所に置かななければならない。 _____

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の基準)

第23条 契約担当者は、必要があるときは、工事又は製造の請負

を一般競争入札に付する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準を作成するものとする。

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の手続)

第24条 契約担当者は、工事又は工事関連業務委託を一般競争入札に付した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 (略)

(入札の方法)

第25条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる入札の場合にあっては、当該各号に掲げる入札の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 電子入札案件に係る入札 電子入札システムにより、入札執行者が当該入札に参加しようとする者に対し、入札金額その他市長が別に定める事項を当該入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機から入力させるとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名を行わせ、当該情報を、当該電子署名に係る電子証明書と併せて所定の入札期間内に契約担当者に送信させて行うものとする。この場合において、入札執行者は、当該入札に参加しようとする者に対し、契約担当者の指定する日時までに入札保証金の領収書を提出させるものとする。

(2) 公有財産売却システム案件に係る入札 公有財産売却システムに

を一般競争入札に付する場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の基準を作成するものとする。

(最低価格の入札者を落札者とし不在の場合の手続)

第24条 契約担当者は、工事又は製造の請負を一般競争入札に付した場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格が前条の基準に該当することとなったときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 (略)

(入札の方法)

第25条 (略)

2 (略)

(新設)

より、入札執行者が当該入札に参加しようとする者に対し、第1項に規定する入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機の用に供されるものをいう。次項において同じ。)を送信させて行うものとする。

4 前項各号に掲げる入札は、同項各号に規定する情報又は電磁的記録が契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に当該入札が行われたものとする。

(削る)

第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の指名等)

第28条 (略)

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第19条第1号、第3号及び第5号から第8号まで(電子入札案件にあつては、同条第1号及び第3号から第8号まで)に掲げる事項をその指名した者に通知しなければならない。

3 (略)

(新設)

第25条の2 インターネット入札は、当該入札書に記入すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。)によるものとする。

2 前項の入札は、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録が契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録された時に当該入札が行われたものとする。

第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の指名等)

第28条 (略)

2 前項の規定により入札者を指名したときは、第19条(第2号を除く)

_____に掲げる事項をその指名した者に通知しなければならない。

3 (略)